

規約変更書

トピー健康保険組合の規約の一部を次のとおり改正する。

(予備費の費途)

第 47 条を次のとおり改める。

1 項中、「一般勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。」の後の(8)の次に(9)、(10)を加える。また、2 項中、「介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の号に掲げるものとする。」の(2)の次に(3)を加える。

(傷病手当金付加金)

第 57 条の 1 項で軽微な修正を行う。

「9 月 30 における」→「9 月 30 日 における」

第 57 条の 4 の次に 5 を加える。

5. 傷病手当金付加金は、傷病手当金を 30 日以上に亘りその支給を受ける者に対して、その支給を受ける期間、支給することとする。なお、任意継続被保険者については、傷病手当金付加金の支給対象外とする。

(高額医療費貸付)

第 62 条を削る。

(出産費貸付)

第 63 条を削る。

附則 (平成 28 年 10 月 26 日認可)において、軽微な修正を行う。

3.介護勘定における予備費費途項目追加。(第 48 条)

→ 3.介護勘定における予備費費途項目追加。(第 47 条)

附則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。